

岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会規程

平成29年8月 1日
岡大規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム規則（平成29年岡大規則第11号）第4条第2項の規定に基づき、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長（教育担当理事）
 - 二 副学長（国際担当理事）
 - 三 グローバル・ディスカバリー・プログラムディレクター
 - 四 グローバル・ディスカバリー・プログラム副ディレクター
 - 五 岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）を設置する学部（以下「設置学部」という。）から推薦された副学部長等 各1人
 - 六 学務部長
 - 七 その他運営委員会委員長が必要と認めた者
- 2 前項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第3条 運営委員会は、プログラムに関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 プログラムの企画及び運営に関する重要事項
- 二 プログラムの教育課程の編成に関する事項
- 三 プログラムの授業計画に関する事項
- 四 プログラムの学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 五 その他運営委員会が必要と認めるプログラムに関する事項

2 前項に規定するもののほか、プログラムを担当するグローバル人材育成院の教員の人事に関する事項については、グローバル人材育成院長の委任により、本委員会において審議する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、第2条第1項第2号又は第3号の委員がその職務を代理

する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(プログラム教育部)

第7条 運営委員会に、プログラムの教育を円滑に実施するため、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム教育部(以下「プログラム教育部」という。)を置く。

2 プログラム教育部に、プログラムディレクター、プログラム副ディレクター及びコア教員を置く。

3 プログラム教育部に関し、必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第8条 運営委員会に、プログラムの円滑な実施について具体的に審議するため、教員会議を置くことができる。

2 運営委員会は、教員会議に第3条第1項第2号から第5号までの事項の審議を委ね、その議決をもって、運営委員会の議決とすることができる。

3 教員会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務部グローバル・ディスカバリー・プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第2条第5号及び第7号の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。